

**一般財団法人にいがた住宅センター**  
**長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規則**

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務を行うにあたって必要な技術的審査料金を定めるものとする。

(技術的審査料金)

**第2条** 技術的審査料金の額は、1依頼につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項に定める認定基準（ただし、第3号の居住環境に関する基準を除く。）とし、次に掲げる額とする。

(1) 新築に係る長期優良住宅（単独審査）の料金

ア 一般の場合

(税込)

| 種別   | 床面積の合計     | 料金      |
|--|------------|---------|
| 戸建て住宅  | 500㎡以内のもの  | 52,800円 |
|  | 500㎡を超えるもの | 別途定める   |
| 共同住宅等  | 別途見積りによる   |         |
| この表において、<br>1 戸建て住宅とは、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の合計の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものを除くものをいう。 |            |         |

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条に規定する住宅型式性能認定（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関がこれと同等の確認を含む。）の場合

(1) アの表に規定する額に10分の9を乗じた額とする。

ウ 品確法第33条に規定する型式住宅部分等製造者認証の場合

(1) アの表に規定する額に4分の3を乗じた額とする。

(2) 増築・改築に係る長期優良住宅（単独審査）の料金

(税込)

| 種別   | 区分       | 料金      |
|--|----------|---------|
| 戸建て住宅  | 耐震性審査なし  | 46,200円 |
|  | 耐震性審査あり  | 66,000円 |
| 共同住宅等  | 別途見積りによる |         |
| この表において、<br>1 戸建て住宅とは、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の合計の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものを除くものをいう。<br>2 耐震性審査なしとは、確認済証・添付図書及び検査済証等により新築時の耐震性を確認でき、耐震性に影響のある増改築等が増改築等が行われていない場合、又は確認済証・添付図書がある場合で、現地調査（建築士が実施）により図書と現況に相違がないことが確認できる場合で、住宅の着工時期が平成12年6月1日以降であること。 |          |         |

- (3) 既に、センターから適合証が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金の額は、以下により計算する額とする。ただし、センター以外の者から適合証が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして、(1)に規定する額とする。
- ア 戸建て住宅に係るものにあつては、(1)、(2)の戸建て住宅の欄に規定する額に2分の1を乗じた額とする。
- イ 共同住宅等に係るものにあつては、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額とする。
- (ア) 住棟に係る変更の場合 (1)の共同住宅等の欄に掲げる計算式の額に2分の1を乗じた額。
- (イ) 住戸に係る変更の場合 戸当料金((1)の共同住宅等の欄に掲げる計算式におけるMに乘じることとされている額をいう。)の2分の1を乗じた額。
- (4) 技術的審査料金の減額は、以下により計算する額とする。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第6条の2第1項の確認を併せて行う場合には、(1)、(2)の戸建て住宅の欄に規定する額に5分の4を乗じた額とする。
- イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価を併せて行う場合(建築基準法第6条の2第1項の確認と併せて行う場合を含む。)は、(1)に規定する額に10分の1を乗じた額とする。
- (その他)

**第3条** 適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再交付するときの料金は、1通につき1,100円(税込)とする。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、平成25年2月1日より施行する。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、平成26年4月1日より施行する。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、平成27年4月1日より施行する。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、平成28年4月1日より施行する。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、平成29年7月28日より施行する。

**附 則**

この技術的審査料金規則は、令和2年12月15日より施行する。